

あま市緑の基本計画の策定にあたって（1 / 4）

1 『緑の基本計画』とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。

主な記載項目は、①緑地の保全及び緑化の目標、②緑地の保全及び緑化の推進のための施策、③都市公園の整備・管理の方針、④都市農地の保全、等に関する事項です。

2 都市における緑とその機能

(1) 計画における「緑」

あま市緑の基本計画（以下、「本計画」という）では、公園や緑地、街路樹、広場などのオープンスペース、河川などの水辺空間、学校などの公共施設の緑地、社寺林や農地などの民有緑地など、都市の緑に関する空間全体を「緑」として扱います。



(2) 緑が持つ「機能」

緑が持つ主な機能は、「環境保全機能」、「レクリエーション機能」、「防災機能」、「景観形成機能」があります。

環境保全機能	生物多様性維持、都市気象や騒音・振動の緩和、大気汚染の浄化 等
レクリエーション機能	休養や遊戯、散策などの余暇空間の確保 等
防災機能	避難地・避難路、防風・延焼防止、騒音防止、緩衝緑地 等
景観形成機能	美しい都市景観・自然景観の創出、個性と魅力ある地域づくり 等

3 緑を取り巻く社会情勢の変化

(1) 大規模自然災害に対する意識の強まり

近年、大規模な自然災害が頻繁に発生しており、防災意識・防災対策の重要性が高まっています。火災時の延焼防止のための街路樹の整備や防災的な機能を備えた防災公園の整備、河川氾濫時に水をため込む多目的遊水池公園の整備などが進められています。

■事例:新横浜公園(多目的遊水池)

鶴見川の治水対策として整備された多目的遊水池公園で、2013（平成25）年の豪雨や2017（平成29年）の台風21号の際に公園内に河川の水を引き込み、鶴見川流域への洪水被害を低減しています。

■事例:防災協力農地制度等(農地の防災機能の活用)

「防災協力農地制度（名古屋市等）」や「市民防災農地（川崎市）」といった制度では、農地所有者の申出により市民防災農地に登録することで、地震災害が発生した際に農地を一次避難場所や、仮設資材置き場・仮設住宅の建設として活用することができます。



横浜市：豪雨によって浸水した新横浜公園のようす



川崎市：市民防災農地の看板

(2) グリーンインフラに関する取り組みの推進

グリーンインフラ（Green Infrastructure）とは、自然が有する多様な機能や仕組みを活用したインフラのことです。国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略（2019（令和元年））」が公表されており、気候変動への対応や生態系ネットワークの形成、豊かな生活空間の形成などの場面における活用が期待されています。



出典：決定版！グリーンインフラ

(3) 持続可能な都市づくりへの転換

郊外部における無秩序な開発行為などによる急速な都市化の進行によって、ヒートアイランド現象や大気汚染などのさまざまな問題が引き起こされています。2015（平成27年）の国連サミットにおいて採択されたSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））では、持続可能な世界を実現するための17のゴールが掲げられており、緑のまちづくりの分野においても、積極的に取り組むことが期待されています。



あま市緑の基本計画の策定にあたって（2 / 4）

4 緑に関する法律の改正

（1）国の法律

2017（平成 29）年に改正された「都市公園法」、「都市緑地法」、「生産緑地法」などの緑に関する法律で掲げられている目標の実現に向けて、あま市においても緑に関する取り組みを進める必要があります。

背景・必要性	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮している ⇒景観（潤い）、環境（雨水貯留、生物多様性）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流、にぎわい 緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化する一方、使い道が失われた空き地が増加量的課題：一人当たりの公園面積が少ない地域が存在、これまで宅地化を前提としてきた都市農地は減少傾向 質的課題：公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等 地方公共団体は、財政面、人材面の制約から新規整備や適正な施設更新等に限界がある 		
法案の概要	都市公園の再生・活性化 【都市公園法等】	緑地・広場の創出 【都市緑地法】	都市農地の保全・活用 【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】
	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園で保育所等の設置を可能に 民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度的創設 ⇒収益施設(カフェ・レストラン等)の設置管理者を民間事業者から公募選定 ⇒設置管理許可期間の延伸(10年→20年)、建ぺい率の緩和等 民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを合わせて実施 公園のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸(10年→30年) 公園の活性化に関する協議会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 ⇒市民緑地の設置管理計画を市区町村長が設定 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 ⇒緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村長が条例で引下げ可能に(300㎡を下限) 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設 ⇒地域特性に応じた建築規制、農地の開発抑制
	地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実		
	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村が策定する「緑の基本計画」(緑のマスタープラン)の記載事項を充実【都市緑地法】 ⇒都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み 		
効果・目標	<ul style="list-style-type: none"> 民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現 		

出典：国土交通省「都市緑地法等の一部を改正する法律」（概要）

（2）愛知県広域緑地計画

『愛知県広域緑地計画』は、愛知県の都市計画区域全域の緑化を推進するにあたり、広域的な観点から県内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実施するとともに、各市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となることを目的に策定されています。

計画の理念の実現に向けて、「健全で良質な緑」を基礎とした、「いのちを守る緑」、「暮らしの質を高める緑」、「交流を生み出す緑」の3つの緑を効果的に活用することを目指しています。

計画の理念	豊かな暮らしを支えるあいちの緑づくり ～緑の質を高め 多様な機能を活用～	
基本方針	いのちを守る緑	緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり Keyword：防災・減災、生物多様性の確保、水と緑のネットワーク、意識・啓発
	暮らしの質を	良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり Keyword：QOL（生活の質）、健康増進・健康維持に資する緑、花と緑のまちづくり、高齢者・子育て支援
	交流を	多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり Keyword：地域コミュニティ、交流、歴史・地域資源、イベント、連携・協働、マネジメント

■民間活力による緑・オープンスペースの整備事例

①市民緑地認定制度（都市緑地法）

都市部における緑地・オープンスペース不足を解消するため、市町村から認定された設置管理計画に基づき、広場や空き地などを地域住民の利用に供する「市民緑地」として認定、管理する制度です。

■事例：ふうせん広場（柏市）

個人所有の空き地をNPO法人が地域住民のイベント広場として活用し、緑地を創出しています。

■事例：ノリタケの森（名古屋市）

（株）ノリタケカンパニーリミテドの創立100周年の記念事業として2001年10月に開設された複合施設です。名古屋市都心部の貴重な緑豊かな空間として、広く市民に親しまれる場となっています。



柏市：ふうせん広場



名古屋市：ノリタケの森

②芝生を活用したまちなか空間の創出ガイドライン

新たな都市政策の重要課題として「ウォークラブルな公共空間の創造」があります。居心地の良さを生み出す「まちなか」を実現するため、「芝生空間の活用」が期待されています。芝生空間には、地域活性化や健康増進、防災機能の向上、都市環境改善などの多面的な効果がありますが、良好な芝生空間を維持するためには維持管理体制や資金の確保が必要になります。地域と連携した組織作りや、公募設置管理制度（Park-PFI）や市民緑地認定制度などを活用した資金確保によって、良好な芝生空間を創出することが期待されています。



東京都豊島区：南池袋公園



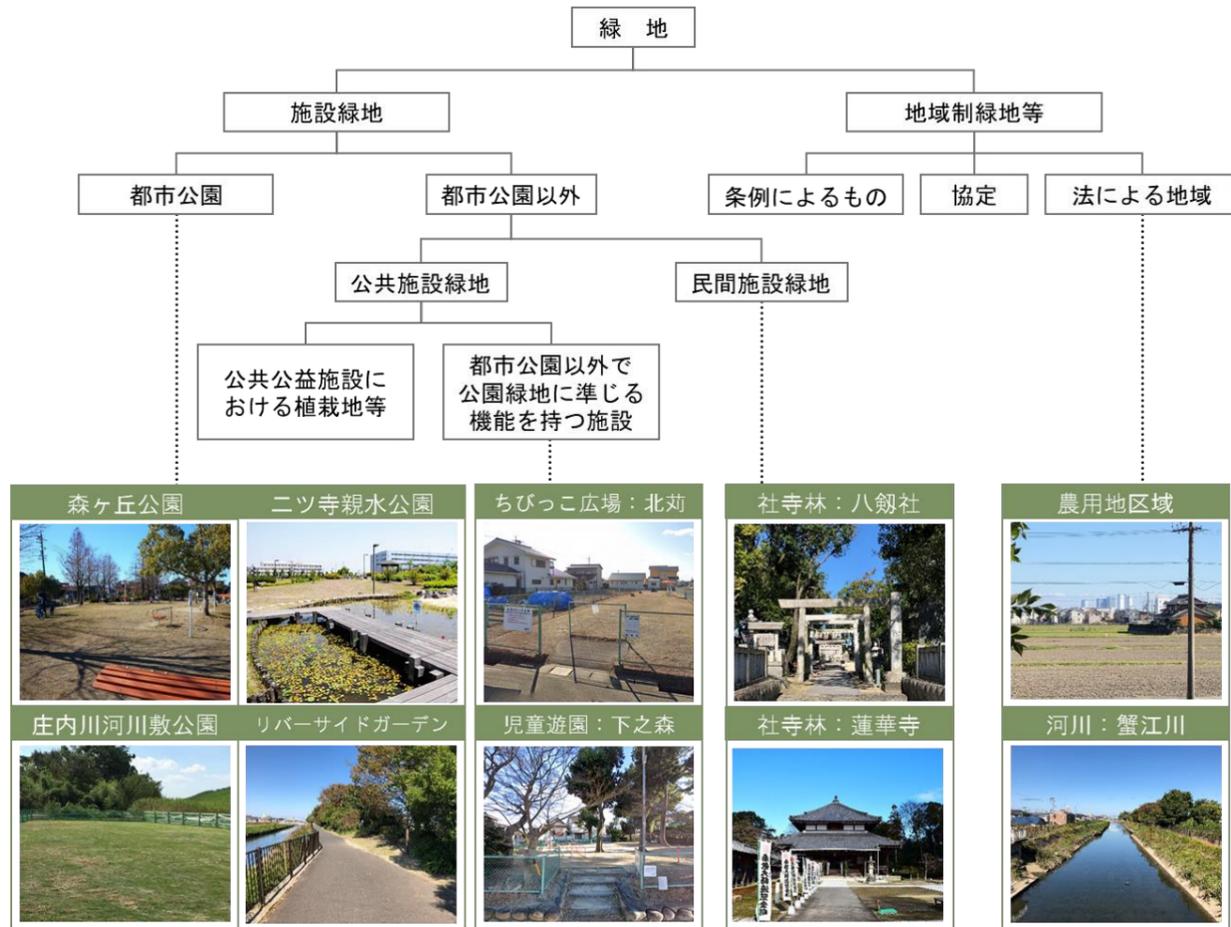
豊田市：豊田市駅前東口まちなか広場(愛称：トヨシバ)

あま市緑の基本計画の策定にあたって (3/4)

5 あま市の緑の現況

(1) 緑地の分類

「緑地」は以下のように分類されています。



参考：緑の基本計画ハンドブック

(2) 都市公園等の設置状況

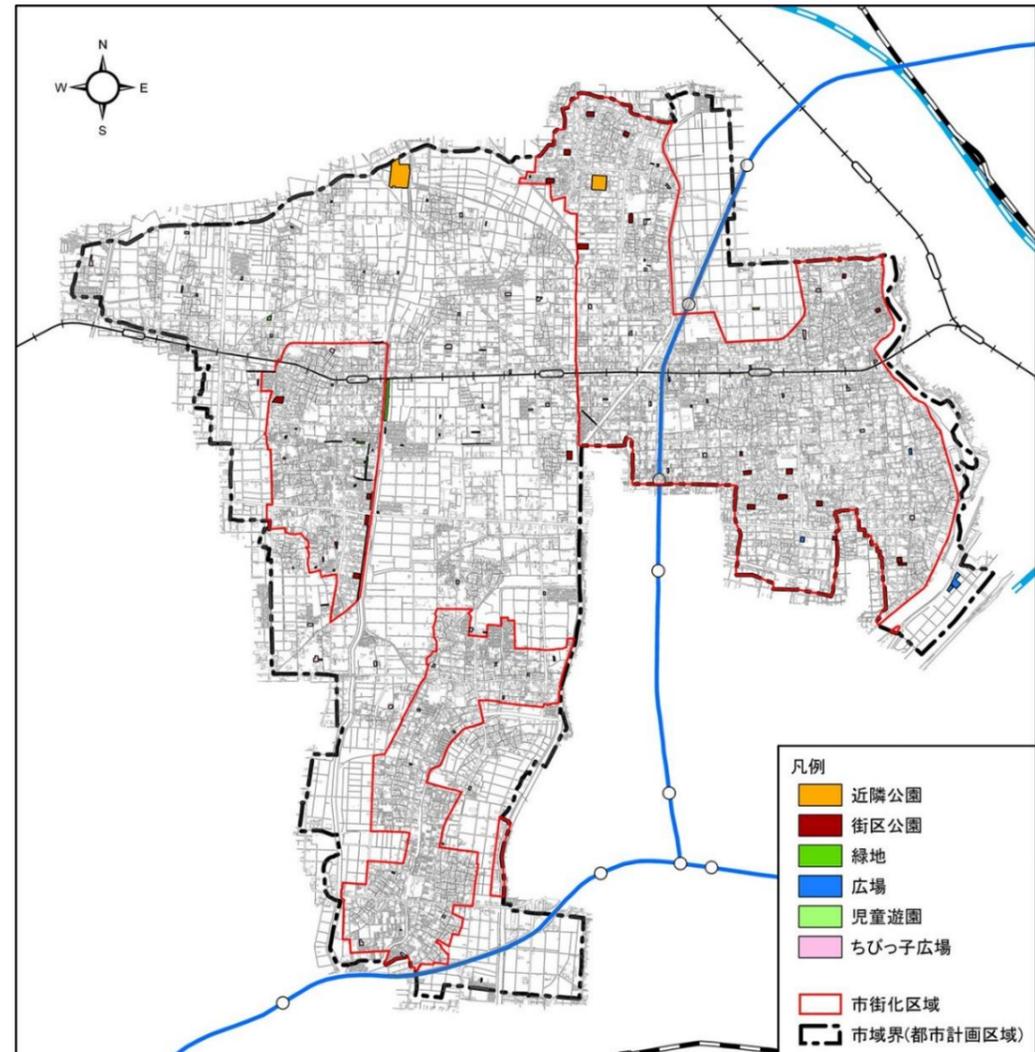
都市公園とは、都市公園法で規定される公園のことで、都市または地域の中核に位置し、都市または地域住民全員の利用を対象として整備された緑地、広場を指します。都市公園は、利用圏域や役割、目的、大きさによって分類されます。あま市には「街区公園」、「近隣公園」、「都市緑地」が整備されています。

種類	種別	内容	整備数
住区基幹公園	街区公園	・街区の居住者の利用を目的とした公園 ・誘致距離 250mの範囲内に1箇所あたり 0.25ha を標準に設置	23
	近隣公園	・近隣の居住者の利用を目的とした公園 ・誘致距離 1kmの範囲内に1箇所あたり 2ha を標準に設置	2
緩衝緑地等	都市緑地	・主に都市の自然的環境の保全・改善、景観の向上を図ることを目的とした緑地 ・1箇所あたり 0.1ha を標準に設置	12
広場公園		・主に商業・業務系の土地利用の地域において、都市景観の向上やにぎわい創出、市民の休息に資するための公園	17
公共施設緑地		・公園に準じる機能を持つ施設や公共公益施設における植栽地等	113

■都市公園等の面積

都市公園は 54 箇所、総面積 12.88ha が整備されており、市民一人あたりの公園面積*は、1.45 m²/人となっています。ちびっこ広場や児童遊園などの公共施設緑地を含めた都市公園等の総面積は 57.10ha となり、市民一人あたりの公園面積*は、6.42 m²/人となります。国が定める標準値 (10.0 m²/人) や愛知県の平均値 (7.79 m²/人) を下回っています。(※人口：89,003 人 (2020 (令和 2) 年 4 月時点))

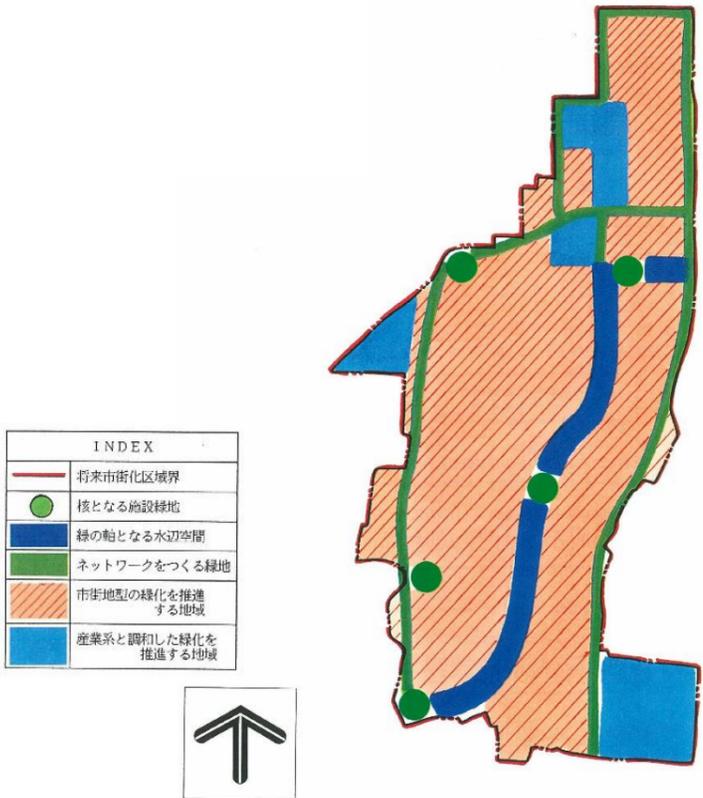
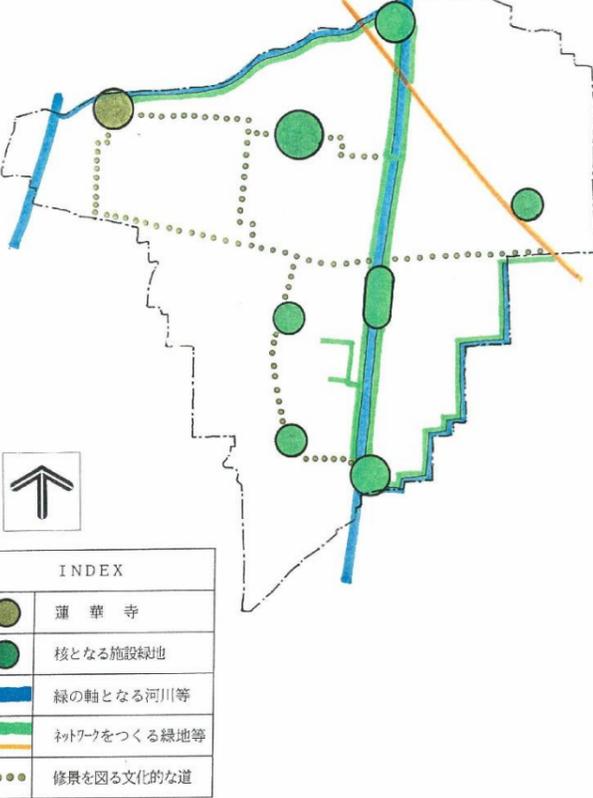
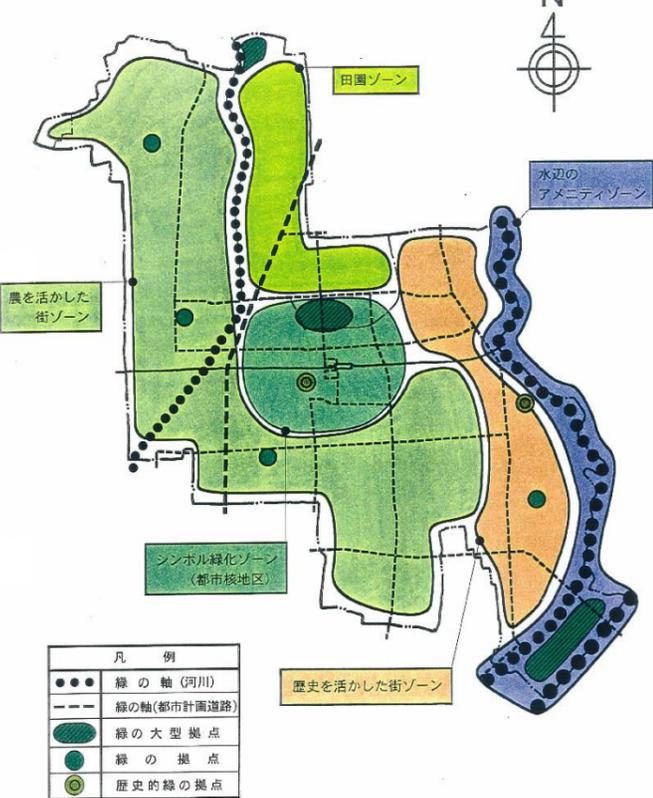
		現況									
		市全体			七宝地区		美和地区		甚目寺地区		
		箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
都市公園等	住区基幹公園	街区公園	23	4.92		2	0.27	5	1.15	16	3.49
		近隣公園	2	4.93		0	0.00	1	3.42	1	1.51
		基幹公園 計	25	9.85	1.11	2	0.27	6	4.57	17	5.00
	特殊公園	0	0.00		0	0.00	0	0.00	0	0.00	
	都市緑地	12	1.67		0	0.00	12	1.67	0	0.00	
	緑道	0	0.00		0	0.00	0	0.00	0	0.00	
	広場公園	17	1.36		0	0.00	6	0.10	11	1.26	
		都市公園 計	54	12.88	1.45	2	0.27	24	6.34	28	6.26
	公共施設緑地	ちびっこ広場	68	4.68		15	1.08	35	1.99	18	1.61
		児童遊園	10	0.50		10	0.50	0	0.00	0	0.00
グラウンド		31	35.35		11	13.26	9	8.82	11	13.27	
緑地		4	3.70		2	1.50	2	2.20	0	0.00	
	公共施設緑地 計	113	44.23	4.97	38	16.34	46	13.01	29	14.88	
	都市公園等 計	167	57.10	6.42	40	16.61	70	19.35	57	21.14	



あま市緑の基本計画の策定にあたって（４／４）

《参考》海部郡七宝町、美和町、甚目寺町の「緑の基本計画」

旧3町で策定した緑の基本計画の概要は次の通りです。

	旧七宝町	旧美和町	旧甚目寺町
策定年度	1995（平成7）年3月	1996（平成8）年	1996（平成8）年
目標年次	2015（平成27）年度	2010（平成22）年	2010（平成22）年
緑の将来像図 概念図	 <p>INDEX</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来市街化区域界 核となる施設緑地 緑の軸となる水辺空間 ネットワークをつくる緑地 市街地型の緑化を推進する地域 産業系と調和した緑化を推進する地域 	 <p>INDEX</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓮華寺 核となる施設緑地 緑の軸となる河川等 ネットワークをつくる緑地等 修景を図る文化的な道 	 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑の軸（河川） 緑の軸（都市計画道路） 緑の大型拠点 緑の拠点 歴史的緑の拠点
緑の将来像	<p>【第1期】 緑の基本軸の形成を目指して『ふるさとの水辺環境づくり』 →小切戸川浸水総合整備プロジェクト</p> <p>【第2期】 フリンジ緑地の形成を目指して『緑と水が創り出す憧憬空間づくり』 →周遊型グリーンベルトの形成</p>	<p>【第1期】 緑の基本軸の形成を目指して ～蟹江川沿いの水辺空間の整備の推進</p> <p>【第2期】 華満ちあふれる緑空間の創造を目指して 旧蜂須賀村、旧正則村、旧篠田村の特性を活かした緑空間の整備の推進</p>	<p>つくる緑で新しい街 ー産業、観光、暮らしを生き活きさせる緑ー</p>